

# 牧之原市自治基本条例

## (平成23年条例第2号)



自治基本条例の全部の条文と解説が載っているよ

### 前文

牧之原市は、恵み豊かな駿河湾と日本一の大茶園をはぐくむ牧之原台地に抱かれた自然豊かなまちです。

平成17年10月11日に相良町と榛原町が合併して誕生し、まちづくりの基本理念「幸福実現都市」のもと、新たな歩みを始めました。

私たちに、多くの人々の英知とたゆまぬ努力により成長してきたこのまちを、誰もが希望と誇りをもって心豊かに安心して暮らしていけるまちへ発展させ、未来の世代へ引き継いでいく責任があります。

目次	
前文	第1条 総則(第1条、第2条)
第1章 総則(第1条、第2条)	第2条 情報の共有(第3条、第5条)
第2章 市民参加の推進(第6条、第14条)	第3章 市民参加の推進(第6条、第14条)
第3章 市民参加の推進(第6条、第14条)	第4章 市政運営(第15条、第20条)
第4章 市政運営(第15条、第20条)	第5章 市の自治体等との連携・協力(第21条、第22条)
第5章 市の自治体等との連携・協力(第21条、第22条)	第6章 議会及び議員(第23条、第24条)
第6章 議会及び議員(第23条、第24条)	第7章 市長及び職員(第25条、第26条)
第7章 市長及び職員(第25条、第26条)	第8章 自治基本条例の実効性の確保(第27条、第30条)
第8章 自治基本条例の実効性の確保(第27条、第30条)	附則

第1、2段落では、牧之原市はどのような「まち」であるかを示しています。  
第3段落は、私たちはこの牧之原市をどうしていきたいかなければならないかを示しています。  
第4段落は、前段で示した「誰もが希望と誇りをもって心豊かに安心して暮らしていけるまち」を実現するための手法として、協働のまちづくりを進めることを明らかにしています。  
最後の段落では、これらを実現するために自治基本条例を制定することを示しています。

### 第1章 総則

#### 目的

第1条 この条例は、牧之原市のまちづくりに関する基本的な事項を定め、協働のまちづくりを推進し、もって地方自治の本旨の実現を図ることを目的とする。

#### 説明

目的規定は、条例の達成しようとする目的などを明らかにするとともに、各条文に共通した解釈の指針を示すために定めています。

#### 定義

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。(1) 市民 市内に住所を有する者及び事務所又は事業所を有する法人をいう。

#### 説明

「市民」は、法令の題名(目次)があるときは、目次の次に置かれ、その法令の制定の趣旨、目的、基本原則等を述べるもので、その法令の制定の理念を強調するために置かれるものです。

### まちづくりにおける市民の責務

第11条 市民は、まちづくりの主体者であることを認識し、まちづくりに参加するに当たっては、自らの発言と行動に責任を持つとともに、市民相互の連帯及び責任に基づき、互いの意見及び行動を尊重しなければならない。

#### 説明

市民の権利については、第7条から第10条までと、第15条第3項、第22条第2項、第23条第3項で定められています。ここでは、それらの権利の行使に当たって主体的に果たす責務について定めています。なお、第22条第2項の中の「市外の人々」についてもこのような責務を担ってもらふこととなります。

前文にもあるように、「人と人とのつながりを大切にし、自らの意思と責任に基づいて互いに支えあう協働のまちづくり」にかかわることを促しています。

### コミュニティにおける市民の役割

第12条 市民は、コミュニティ(多様な人と人とのつながり)を基礎として、共通の目的を持ち、地域にかかわりながら活動する自治会等の地域の組織、市民活動団体等をいう。以下同じ。への参加を通じて、共助の精神をはぐくみ、地域の課題の解決に向けて行動するよう努めるものとする。

#### 説明

本条の規定の趣旨は、市民投票を市政への市民参加を進める方法の一つとして位置付けるものです。

ものとする。

#### 説明

協働のまちづくりに取り組む上で、市はそれぞれが持つ情報を共有し活用すべきであり、そのために市長等及び議会が市政に関する情報を市民に提供することは、市民自らが考え行動する自治のために必要不可欠です。

### 情報提供

第4条 市長等及び議会は、まちづくりに必要な情報について適切な情報伝達手段により、速やかに、かつ、分かりやすく市民に提供するよう努めるものとする。

#### 説明

市民がまちづくり活動を進めたり、市政に参加する際に必要な情報を、市民に速やかに、かつ、分かりやすく提供する市長等及び議会の努力義務について定めています。

### 個人情報の保護

第5条 市長等及び議会は、個人の権利利益の保護及び市政の適正な運営に資するため、その保有する個人情報に適切に取り扱わなければならないことを義務付けられたものである。

#### 説明

市民参加や情報公開提供を進める上で、市がその保有する個人情報に適切に取り扱わなければならないことを義務付けられたものである。

### 対話の場とひとづくり

第14条 市は、自由な立場でまちづくりに関して意見交換できる対話の場を設置するよう努めるものとする。  
2 市は、協働のまちづくりを進めるための人材の育成に努めるものとする。

#### 説明

現在の取り組み事例としては、まちづくりに参加するための一つの手段としての「男女協働サロン」の開催や、市民主体の市民討議会を定着させるため、その運営を担う人材養成講座の開催があります。「対話の場」とは、多様な人々に開かれた場であるということ想定されています。

### 第4章 市政運営

#### 計画の策定等にかかる原則

第15条 市長等は、総合的かつ計画的に市の仕事を行うために、基本構想及びこれを具体化するための基本計画(以下「総合計画」という。)を策定するものとする。この場合において、基本構想は、議会の議決を経て定める。市長等は、市の重要な計画を策定するときは、総合計画との整合を図らなければならない。市長等は、総合計画その他の重要な計画の策定に当たっては、市民の多様な参加を保障するものとする。

### 第3章 市民参加の推進

#### 市民参加の原則

第6条 市長等及び議会は、市民がいつでも市政に参加できるようにし、また、市民の参加の意欲を高めるため、恒常的な参加の制度を確立するとともに、参加の機会を多様に提供することを基本にまちづくりを進めるものとする。

#### 説明

市長等及び議会が市民の参加の原則を確かなものとするために制度保障を行うことを明記しています。市民参加については、第7条から第10条までと、第15条第3項、第22条第2項、第23条第3項の関連条文において、それぞれ示しています。

#### 市民参加の権利

第7条 市民は、まちづくりの主体者としてまちづくりに参加する権利を有する。  
2 市民によるまちづくり活動は、自主性及び自立性が尊重されなければならない。

#### 説明

市民がまちづくりに参加する権利について定めています。ただし、その活動は、市民の自主性と自立性に基づくものであるとしています。

#### 参加機会の保障

第8条 市長等及び議会は、市